

(お知らせ)

定期検査中の福島第二原子力発電所 4号機における
運転上の制限の逸脱について

平成 19 年 5 月 1 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所 4 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）につきましては、平成 19 年 4 月 27 日より原子炉起動中ですが、本日午前 11 時 18 分頃、中央制御室の操作盤を運転員が確認していたところ、原子炉再循環ポンプの停止動作に係る系統*¹の、本来消えているべき状態であるランプ（4 個）のうちの一つが点いていることを確認いたしました。

このため、当該系統が動作可能な状況にないことから、本日午前 11 時 53 分、保安規定第 27 条で定める「運転上の制限*²」を満足していないと判断いたしました。

今後、原因について詳細に調査いたします。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 : 原子炉再循環ポンプの停止動作に係る系統

タービン停止等が生じた場合、原子炉再循環ポンプを停止させ原子炉内の泡の量を急増させ原子炉出力を低下させる系統。

* 2 : 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになる。